校内ルール

岡山県立高梁高等学校

1 携帯電話使用について

- 1) 生徒との間で携帯電話の番号・アドレス等を取得したり伝えたりしない。
- 2) やむを得ず緊急時の連絡先として番号等を取得する場合は、携帯電話連絡承諾書により保護者の許可を得る。

2 生徒の自家用車への同乗について

- 1) 生徒を教職員の自家用車へ同乗させることは、原則として禁止する。
- 2) やむを得ない理由により生徒を教職員の自家用車へ同乗させる場合は、校長に自家用車生徒等同乗使用承諾書ならびに保護者からの同意書を提出する。

3 生徒への個人指導について

- 1) 生徒の個人面談や個別の学習指導をする際には、個室で行わないようにする。
- 2) 生徒のプライバシー配慮のため、やむを得ず個室で面談等を行う場合は複数の 教員で行ったり、他の教員にその旨を告げた上で行うようにする。

4 生徒の個人情報や電子データの扱いについて

- 1) 生徒の個人情報に係る書類やセキュリティレベル2以上の電子データは、原則として校外への持ち出しを禁止する。
- 2) やむを得ず上記のものを校外に持ち出す場合は、管理職に届け出た上で行う。 なお、その場合USB等の管理は厳重に行う。

5 生徒から徴収する部費等の扱いについて

- 1) 生徒から徴収する部費等については、生徒課から配布されるファイルを用いて 適正に処理をする。
- 2) 年度末には会計決算を行い、生徒課の監査を受ける。

6 セクシャルハラスメント等相談体制について

- 1) 生徒に相談体制等についてのプリントを配布し、周知する。
- 2) 教職員の相談窓口についても、校内相談窓口、県の相談窓口を示す。